

**福井県建設工事等電子入札運用要領 新旧対照表**

改 正 後	現 行
福井県建設工事等電子入札運用要領	福井県建設工事等電子入札運用要領
1～2 略	1～2 略
<p>3 ICカード</p> <p>(1) 電子入札に使用するICカード 契約担当者が電子入札に使用するICカードは、別に定めるところにより管理するものとする。</p> <p>(2) ICカードの不正使用 ICカードの不正使用とは、次のような場合をいう。 ア 他人名義のICカードを使用した場合 イ 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者の名義のICカードを使用した場合。<u>(運用基準第11条第2項(3)ただし書きの規定に該当する場合を除く。)</u></p>	<p>3 ICカード</p> <p>(1) 電子入札に使用するICカード 契約担当者が電子入札に使用するICカードは、別に定めるところにより管理するものとする。</p> <p>(2) ICカードの不正使用 ICカードの不正使用とは、次のような場合をいう。 ア 他人名義のICカードを使用した場合 イ 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者の名義のICカードを使用した場合。</p>
4～7 略	4～7 略
<p>8 入札通知等</p> <p>(1) 一般競争入札、一般競争入札（事後型）または公募型指名競争入札において、入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の送信があった場合には、契約担当者は、電子入札システム上の業者詳細情報をもとに、送信に当たって使用したICカードの名義が入札参加申込者の代表者の名義で取得されたものであることを確認することとする。<u>(運用基準第11条第2項(3)ただし書きの規定に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(2) 選択した入札方式に応じ、それぞれ、次のとおり資格確認、入札参加確認通知等の手続を行う。 ア 一般競争入札および一般競争入札（事後型） 入札参加資格確認申請を受け付け、入札参加資格委員会の審議を経て、資格確認をし、入札参加資格確認通知を行う。 イ 公募型指名競争入札 応募資料を受け付け、資格確認をした後、指名委員会の審議を経</p>	<p>8 入札通知等</p> <p>(1) 一般競争入札、一般競争入札（事後型）または公募型指名競争入札において、入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の送信があった場合には、契約担当者は、電子入札システム上の業者詳細情報をもとに、送信に当たって使用したICカードの名義が入札参加申込者の代表者の名義で取得されたものであることを確認することとする。</p> <p>(2) 選択した入札方式に応じ、それぞれ、次のとおり資格確認、入札参加確認通知等の手続を行う。 ア 一般競争入札および一般競争入札（事後型） 入札参加資格確認申請を受け付け、入札参加資格委員会の審議を経て、資格確認をし、入札参加資格確認通知を行う。 イ 公募型指名競争入札 応募資料を受け付け、資格確認をした後、指名委員会の審議を経</p>

て、指名業者を選考し、指名選定業者登録をして、指名通知（または非指名通知）を行う。

ウ 指名競争入札

指名委員会の審議を経て、指名業者を選考し、指名選定業者登録をして、指名通知を行う。

エ 見積り合わせ

発注機関の長が見積り依頼業者を選考し、見積り依頼業者を登録して、見積り依頼通知を行う。

9 略

10 紙入札の承認

入札に参加する者から運用基準第12条第1項により紙入札承認願が提出され、やむを得ない事由に該当する場合には、紙入札承認通知書により、別に定める条件を付して紙入札を行うことを承認し、紙入札業者登録を行う。

(1) 紙入札承認願の提出

ア 入札等を紙入札により行うことについて承認を得ようとする者が、経常共同企業体である場合には、紙入札承認願に併せて委任状（各構成員から代表構成員に対して、入札、見積り等に関しての一切の権限を委任したもの。以下この号において同じ。）を提出させる。

イ 一般競争入札または公募型指名競争入札において入札を紙入札により行うことについて承認を得ようとする者が、特定共同企業体である場合には、紙入札承認願に併せて特定共同企業体協定書および委任状を提出させる。（既に特定共同企業体協定書、委任状のいずれかが提出されている場合には、提出されているものについて、再度提出させる必要はない。）

(2) 承認を行う場合

紙入札の承認を行うやむを得ない事由の例とは、つぎのような場合とする。

ア 県の入札参加資格を新たに取得した場合（業種追加除く。）において、県からの「競争入札参加資格決定通知書」の通知日から30

て、指名業者を選考し、指名選定業者登録をして、指名通知（または非指名通知）を行う。

ウ 指名競争入札

指名委員会の審議を経て、指名業者を選考し、指名選定業者登録をして、指名通知を行う。

エ 見積り合わせ

発注機関の長が見積り依頼業者を選考し、見積り依頼業者を登録して、見積り依頼通知を行う。

9 略

10 紙入札の承認

入札に参加する者から運用基準第12条第1項により紙入札承認願が提出され、やむを得ない事由のいずれかの場合に該当する場合には、紙入札承認通知書により、別に定める条件を付して紙入札を行うことを承認し、紙入札業者登録を行う。

(1) 紙入札承認願の提出

ア 入札等を紙入札により行うことについて承認を得ようとする者が、経常共同企業体である場合には、紙入札承認願に併せて委任状（各構成員から代表構成員に対して、入札、見積り等に関しての一切の権限を委任したもの。以下この号において同じ。）を提出させる。

イ 一般競争入札または公募型指名競争入札において入札を紙入札により行うことについて承認を得ようとする者が、特定共同企業体である場合には、紙入札承認願に併せて特定共同企業体協定書および委任状を提出させる。（既に特定共同企業体協定書、委任状のいずれかが提出されている場合には、提出されているものについて、再度提出させる必要はない。）

(2) 承認を行う場合

紙入札の承認を行うやむを得ない事由の例とは、つぎのような場合とする。

ア ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたために後任名義のICカードの取得手続中であり、締切日時までに後任名義のI

日以内に、民間認証局にICカードの取得手続きを行った場合

イ 天災、広域的停電、プロバイダまたは通信事業者に起因する事故等が生じたために、締切日時までに入札参加資格確認申請書、応募資料提出書、または入札書等を送信できないと認められる場合

1.1 略

1.2 開札

(1) 開札場所

開札は、原則として、以下の条件を満たす場所で行うものとするが、開札手続に支障が生じないよう、十分な配慮を行わなければならない。

(ア) 人の出入りが管理できること。

(イ) 情報コンセントがあること。

(ウ) ICカードが使える環境が整い、いんたらネットふくいに接続された端末があること。

(エ) プリンターがあること。

(削除)

(2) 開札の立会い

ア 電子入札を行った者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認しなければならない。

(削除)

イ 運用基準第12条第2項の規定により紙入札の承認を得た者は、発注者が指定する場所で立ち会わなければならない。

ウ 略

(3) 略

(4) 開札の実行

ア 略

イ 入札執行者は、落札候補者その他入札執行者が必要と認めた者が

Cカードを使用して入札参加申込書または入札書等を送信できないと認められる場合

イ 天災、広域的停電、プロバイダまたは通信事業者に起因する事故等が生じたために、締切日時までに入札参加資格確認申請書、応募資料提出書、または入札書等を送信できないと認められる場合

1.1 略

1.2 開札

(1) 開札場所

ア 開札は、原則として、以下の条件を満たす場所で行うものとするが、開札手続に支障が生じないよう、十分な配慮を行わなければならない。

(ア) 人の出入りが管理できること。

(イ) 情報コンセントがあること。

(ウ) ICカードが使える環境が整い、いんたらネットふくいに接続された端末があること。

(エ) プリンターがあること。

イ 運用基準第12条第2項の規定により紙入札の承認をした場合には、紙入札の承認を得た者が、開札に立ち会うことができる場所を確保しなければならない。

(2) 開札の立会い

ア 電子入札を行った者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認しなければならない。

ただし、その者が開札を行う場所での立会いを希望する場合には、場所および時間を指定して立会いを認めるものとする。

イ 運用基準第12条第2項の規定により紙入札の承認を得た者は、開札を行う場所で立ち会わなければならない。

ウ 略

(3) 略

(4) 開札の実行

ア 略

イ 入札執行者は、落札候補者その他入札執行者が必要と認めた者が

入札等に使用した ICカードの名義人が、その者の代表者の名義で取得されているものであること、および入札参加者が入札書等を送信した時点においてICカードが有効期限内であったことを確認しなければならない。ただし、ICカードの名義人において、運用基準第11条第2項(3)ただし書きの規定に該当する場合はその限りではない。

ウ～エ 略

(5) 略

13 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

入札等に使用した ICカードの名義人が、その者の代表者の名義で取得されているものであること、および入札参加者が入札書等を送信した時点においてICカードが有効期限内であったことを確認しなければならない。

ウ～エ 略

(5) 略

13 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略